

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月27日
【発行者の名称】	株式会社ペアキャピタル (Pear Capital, inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 哲
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
【電話番号】	03-6456-3481 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 西園 直記
【担当J-Adviserの名称】	J トラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ペアキャピタル https://p-capital.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高	(千円)	291,211	642,013	1,067,308
経常利益	(千円)	61,027	134,692	177,202
当期純利益	(千円)	40,842	92,130	126,408
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	9,900	9,900	9,900
発行済株式総数	(株)	1,000	2,000,000	2,000,000
純資産額	(千円)	50,842	142,973	249,381
総資産額	(千円)	223,883	530,120	691,237
1株当たり純資産額	(円)	25.42	71.49	124.69
1株当たり配当額	(円)	-	10.0	10.0
1株当たり当期純利益金額	(円)	20.42	46.07	63.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	43.93	60.28
自己資本比率	(%)	22.7	27.0	36.1
自己資本利益率	(%)	80.3	95.1	64.4
株価収益率	(倍)	-	12.6	9.2
配当性向	(%)	-	21.7	15.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	19,830	237,653	196,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△20,355	△31,566	△56,093
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	95,161	152,215	△27,348
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	94,636	452,939	565,654
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(人)	15 (2)	27 (4)	46 (3)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2020年10月14日に新たに設立されました。このため、当社の第1期事業年度は2020年10月14日から2021年9月30日となっております。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できなかったため、記載しておりません。
5. 第1期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
6. 第1期の1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
7. 第1期(2020年10月14日から2021年9月30日まで)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第2期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)及び第3期(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
8. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマー)は年間平均人員を()外数で記載しております。

9. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第2期の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、次のとおりです。

年 月	事 業 の 変 遷
2020年10月	東京都渋谷区において当社設立、M&A仲介事業を開始
2021年 3月	ベストベンチャー100に当社が選出される
2021年 5月	取締役会・監査役設置会社へ移行
2021年10月	中小企業庁「M&A支援機関登録制度」のM&A支援機関に登録（法人番号 8011001136477）
2021年10月	事業拡大に伴い、東京都渋谷区の恵比寿ガーデンプレイスタワー4階に本社を移転
2022年 9月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2022年11月	事業拡大に伴い、東京都渋谷区の恵比寿ガーデンプレイスタワー31階に本社を移転
2023年 8月	名古屋営業所を開設

3 【事業の内容】

当社は、創業時よりM&A（企業間の合併や企業買収、事業売買など）の仲介を主たる事業としております。
なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

（M&A仲介の業務フロー）

（1）M&Aニーズの把握

セミナーやダイレクトメール、金融機関といった外部連携機関を通じて、全国の企業経営者から買収希望・譲渡希望のM&Aニーズ・相談を募ります。

それらのニーズに応じて具体的なM&A手法や主な課題把握、想定しうるM&A先等の初期見解を企業経営者様にご提示することによって、M&Aニーズ・相談案件の受託を進めております。

（2）案件化

譲渡希望の企業経営者から提携仲介契約を締結し、事業内容・特性、財務状況や譲渡条件の詳細を検討し、企業概要などのM&A検討資料を作成し、M&Aニーズ・相談を具体的にM&A案件化したします。

（3）M&A案件のマッチング業務

譲渡希望の希望条件等を整理したうえで、当社のデータベースなどに蓄積された買収希望企業情報や外部連携機関と連携して買収候補者を抽出し、匿名化した譲渡案件情報をもとに買収ニーズとのマッチ状況を確認いたします。

そこで、買収ニーズとマッチし、具体的な案件検討を希望される場合には、買収候補者と秘密保持契約を締結し、具体的なM&A検討資料の提示を行います。また、買収検討のための初期的な質疑応答や譲渡案件の視察、経営者間の面談といった譲渡案件の理解活動を行い、買収の基本条件の合理性などをご検討いただきます。

これらの検討を経て、譲渡企業と買収候補者のそれぞれの基本的な条件が一致した場合、当社支援のもとで「基本合意書」を締結いただき、この際に基本合意時の報酬を受領しております。

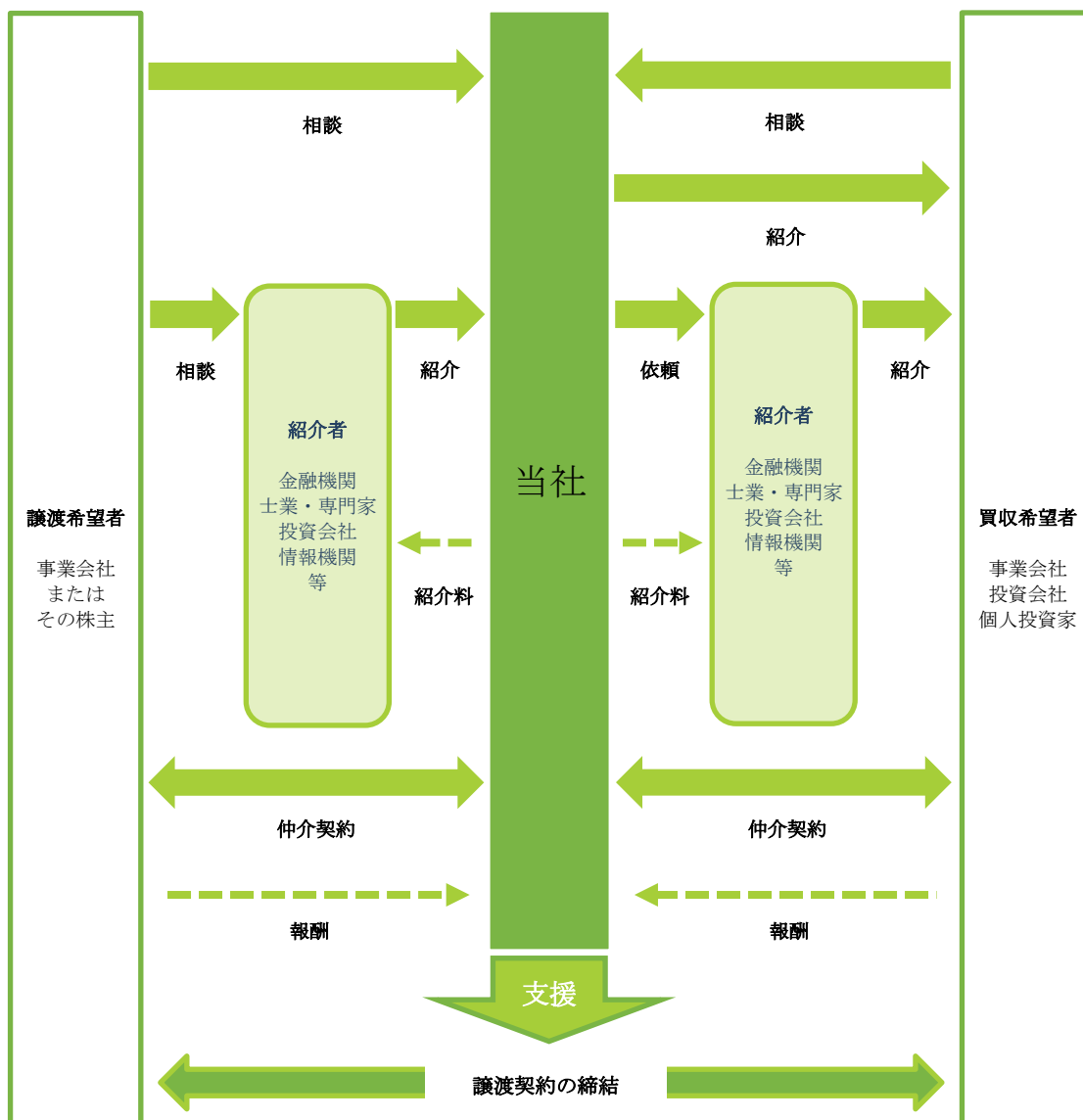
（4）デューデリジェンス、クロージング業務

基本合意書を締結いただいた後に、買収候補者が譲渡案件へのデューデリジェンス業務を行い、譲渡契約締結に向けた調査・リスク分析、シナジー効果等の検討業務を行います。この際に、当社はこれらの検討業務環境の整備と最終的な条件等の支援を行います。

これらの結果、買収候補者と譲渡企業間で最終的な条件合意がなされ、「譲渡契約」が締結された際に当社の業務は完了し、買収候補者と譲渡企業の双方から成功報酬を受領しております。

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次とおりです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
46（3）	29.6	1.28	11,593

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しています。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当事業年度における業績等の概要につきましては、次のとおりです。

(1) 業績

当事業年度の経営成績の概況につきましては、次のとおりです。

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症関係の規制が緩和され、経済活動が回復しつつありますが、金利上昇や急激な為替変動、各種物価の上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

一方で当社の事業領域である国内M&A仲介のニーズは継続しており、当社はそのニーズにこたえるべく人材採用や顧客へのアドバイス等を実施してまいりました。また2022年11月に新しい本社オフィスへの移転に伴う設備投資や管理部門の強化を実施してまいりました。

その結果、当事業年度において、売上高は1,067,308千円（前年同期比66.2%増加）、営業利益は179,417千円（同32.2%増加）、経常利益は177,202千円（同31.6%増加）、当期純利益は126,408千円（同37.2%増加）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は565,654千円（前期末比112,714千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は196,156千円（前年同期は獲得した資金237,653千円）となりました。これは主に、税引前当期純利益が177,202千円生じたことに加え、減価償却費が19,134千円、未払費用の増加が41,553千円、未払消費税等の減少が11,890千円、預り金の増加が18,682千円、法人税等の支払額が51,359千円生じたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は56,093千円（前年同期は使用した資金31,566千円）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が30,819千円生じたことに加え、資産除却債務の履行による支出が19,960千円、差入保証金の差入による支出が20,118千円、差入保証金の回収による収入が14,804千円生じたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は27,348千円（前年同期は獲得した資金152,215千円）となりました。これは、安定した運転資金等を確保するために借入を実施し、短期借入金の純増減額が25,124千円生じたことに加え、長期借入金の返済による支出が32,472千円、配当金の支払額が20,000千円生じたことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 売上実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
M&A仲介事業	1,067,308	66.2
合計	1,067,308	66.2

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は、次のとおりです。なお、当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、相手先名の公表は控えさせていただきます。

相手先	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
M&A売手先A	105,587	16.4	-	-
M&A売手先B	69,036	10.8	-	-

(注) 当事業年度における主な相手先別の売上実績は、総売上実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

M&A仲介事業においては、高度な専門知識と経験が求められることが多く、優秀な人材の採用・育成と、それらの優秀な人材を活用する組織体制が非常に重要であると認識しております。このため、今後も優秀な人材の採用と育成に努めるとともに、管理部門の充実やガバナンス体制の強化等を通じて組織体制を強化していく方針です。

(2) 社会的信用力の向上

M&A仲介事業においては、企業の経営判断情報や高度な機密情報を取り扱う性質を有していることから、より多くのご相談をいただくためには社会的信用力の向上が重要となっております。このため、ガバナンス体制の強化を中心とした取り組みを通じて、当社の社会的信用力を高め、当社事業の発展に努めていく方針です。

(3) 外部機関、外部専門家、情報機関との連携

M&Aにおいては、譲渡企業・譲受企業の双方から多種多様な相談を受ける機会が多く、高度な知識、情報、折衝を要することが多々あります。当社としては、金融機関や弁護士・公認会計士などの専門家、並びに情報機関との連携を深め、多種多様な相談ニーズに対応できる体制を構築していく方針です。

(4) 提案力の向上

M&Aにおいては、案件ごとに複雑なビジネススキームや権利関係を有していることが多く、M&A仲介業者はそれらの状況に応じたM&Aスキーム等の提案を通じて案件の成約に貢献しております。このため、M&A成約案件の実績等を積み重ねると優秀な人材の採用・育成を通じて提案力の向上を図り、当社事業の発展に努めていく方針です。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 競合先の増加による競争環境の高まり

M&A仲介事業は、情報と顧客のマッチングサービスが主体であり、特定の免許等を要せずに行える事業であります。このため、M&A仲介事業者は増加傾向にあります。

このような環境下において、当社は優秀な人材の採用と教育による高い提案力、並びに外部連携先との強化を通じて競争力を強化していく方針です。しかしながら、競合先の増加により競争環境が激化した場合は、当社事業の収益性が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) M&Aに対する規制等

M&A仲介事業は、現時点では法令規制等はなく、特段の制約がない事業環境下にあります。しかしながら、M&A仲介事業者の増加に伴い悪質業者によるトラブルが生じております。このため、今後何かしらの法規制が生じた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、中小企業庁がM&A支援機関登録制度を発足し、一定の要件を満たす仲介事業者やアドバイザー業者が公開されています。当社も登録事業者となっておりますが、今後、登録要件の変更や制度の改定等により登録事業者でなくなった場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 単一事業への依存性

当社の事業はM&A仲介事業の単一となっております。今後、何かしらの理由でM&A仲介事業の市場規模縮小や競争環境の著しい高まりが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 地理的災害リスク

当社の事業拠点は東京都と愛知県の2拠点ですが、現時点における事業活動の中心は東京であります。このため、大型の地震等の災害が生じて東京都において事業活動に制約が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟

当社はコンプライアンス体制の整備構築に努めており、懸念事項等は弁護士等の外部専門家と連携し、リスク低減を行っております。今後何かしらの事由により訴訟が提起された場合、その訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

本書提出日現在で、当社が関係する訴訟は以下のとおりであります。

i) 訴訟の内容

2023年2月1日付で東京地方裁判所において、原告の有限会社グラムファーマシー（以下「対象会社」といいます。）及び対象会社の株主である松田博嗣氏（以下「松田氏」といいます。）から、帝凰グループ株式会社（以下「譲受企業」といいます。）及び当社を被告とする訴訟が提起されました。

当社は、2022年6月に原告の松田氏と被告の譲受企業間における株式譲渡契約（以下「本契約」といいます。）の仲介を実行しました。しかしながら、その後、譲受企業が対象会社及び松田氏に対して欺罔行為及び着服行為を行っていたことが判明し、本契約は解消されるとともに、譲受企業の代表者は業務上横

領の容疑で逮捕されております。このような経緯の中で、原告ら（対象会社及び松田氏）の2023年2月1日付の当社に対する訴状の主張によると、譲受企業の上記不法行為を当社社員が幫助したことを理由として、当社に対して146,335千円の損害賠償を求めているものです。

ii) 今後の見通し

当社といたしましては、今後、原告らの主張及び請求内容を精査し、裁判において当社の正当性を主張してまいります。

なお、今後の事態の進展によっては、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(6) 情報管理

当社は企業間のM&A情報という高度な機密情報を日常的に取り扱っております。情報管理に関する規程を設け、情報セキュリティ設定や情報管理の従業員教育を徹底しておりますが、不測の事態等により情報が流出した場合、損害賠償の支払いや信頼性の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業績の変動可能性

当社が営むM&A仲介事業は、個別のM&A案件ごとの成約に基づき収益が発生する事業構造となっていることから、必ずしも安定的な成約・収益計上が予想されるものではありません。このため、何かしらの理由により当初想定通りの成約がなされなかった場合や成約までのスケジュールが伸びた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大株主及び当社の代表取締役への依存

当社の創業者であり代表取締役である田中哲は、M&A仲介事業における豊富な経験と知識を有しており、当社経営・企業活動全般において重要な役割を担っております。当社は優秀な人材の採用・育成に努めており、業務の組織化を推進しておりますが、仮に代表取締役の田中哲が退任又は不測の事態が生じた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、代表取締役の田中哲は間接保有分を含めて当社株式の50.1%を保有しており、当社の議決権の過半数を有する大株主であります。議決権の行使にあたっては少数株主を害さぬように配慮しつつ、株式価値の最大化を図る方針です。しかし、何かしらの理由で代表取締役田中哲の議決権の保有割合に減少が生じた場合は、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であることについて

当社は、2023年9月末現在で、取締役6名、監査役3名及び従業員（臨時雇用者を含む）49名の小規模組織であり、現在の業務執行体制はこのような組織規模に応じたものとなっております。

今後、業容拡大に応じて業務執行体制の拡充を図る方針ですが、適切なタイミングで当社の求める人材の確保が十分になされない場合や、当社の役員や重要な業務を担当する従業員の流出等により、必要な人材を確保できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 社歴が浅いことについて

当社は、2020年10月に設立され、未だ社歴が浅く成長途上であるため、期間業績比較を行うための十分な財務情報等が得られておらず、過年度の業績のみでは、今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

(11) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）を担当J-Adviserに指定することについて、2021年4月1日に旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合と

は、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点 から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）

が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

総資産は691,237千円（前期末比161,116千円増加）となりました。

流動資産につきましては、609,901千円（同116,533千円増加）となりました。これは主に、短期借入金による資金調達及び売掛金の回収により、現金及び預金が595,654千円（同112,715千円増加）となったことによるものです。

固定資産につきましては、81,336千円（同44,583千円増加）となりました。これは主に、新しい本社オフィスへ移転したことに伴う資産除去債務の計上などにより、建物附属設備が45,368千円（同33,741千円増加）となったことによるものです。

(負債の部)

総負債は441,855千円（前期末比54,708千円増加）となりました。

流動負債につきましては、273,390千円（同67,977千円増加）となりました。これは主に、資金調達を行ったことにより短期借入金が47,624千円（同25,124千円増加）となったことに加え、業容拡大に伴う人件費などの増加により未払費用が70,096千円（同41,553千円増加）となったことによるものです。

固定負債につきましては、168,464千円（同13,269千円減少）となりました。これは、長期借入金が139,496千円（同42,238千円減少）となったことに加え、本社オフィスの移転に伴い資産除去債務を28,968千円（同28,968千円増加）計上したことによるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては249,381千円（前期末比106,408千円増加）となりました。これは、当期純利益が126,408千円生じたことに加えて、剰余金の配当を20,000千円実施したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度においては、事業拡大に伴い本社を移転し、新本社内装工事を中心とする50,937千円の設備投資を実施いたしました。なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントのみであることから、セグメント別の記載は記載していません。

また、重要な設備の除却・売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社はM&A仲介事業を営んでおり、主要な設備は本社のみであります。

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	45,368	5,274	50,643	46 (3)

(注) 1. 事業所は賃借しており、年間賃借料は46,730千円となっております。

2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株)(2023年9月30日)	公表日現在発行数(株)(2023年12月27日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権（2021年6月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	48 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2028年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5 資本組入額 2.50	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株で、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っていることから、公表日の前月末現在は2,000株となっております。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- (9) 新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第2回新株予約権（2022年12月8日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	680 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	68,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	580 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年12月27日 至 2029年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 580 資本組入額 290	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場

合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金580円とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下

同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の取り決めに定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2020年10月14日 (注1)	1,000	1,000	9,900	9,900	100	100
2022年5月12日 (注2)	1,999,000	2,000,000	—	9,900	—	100

(注) 1. 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、会社設立によるものです。

2. 2022年5月11日の株主名簿に記載された株主に対し、分割比率を1:2,000として分割しました。

(6) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	5	—	—	5	10	—
所有株式数(単元)	—	—	—	16,620	—	—	3,380	20,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	83.10	—	—	16.90	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社田中（注）1、2	東京都目黒区三田二丁目6番11号	941,900	47.10
合同会社MK（注）1、3	東京都板橋区小茂根三丁目16番7号	240,000	12.00
合同会社NJ（注）1、4	東京都目黒区原町一丁目11番13号	240,000	12.00
合同会社NHS（注）1、5	東京都世田谷区奥沢三丁目9番3号	240,000	12.00
松本 将和（注）1	東京都品川区	98,000	4.90
田中 哲（注）1	東京都目黒区	60,000	3.00
西園 直記（注）1	東京都板橋区	60,000	3.00
西塚 淳（注）1	東京都目黒区	60,000	3.00
新井 裕己（注）1	東京都世田谷区	60,000	3.00
MG合同会社（注）1	東京都品川区上大崎二丁目5番7号 203	100	0.01
計	—	2,000,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 合同会社田中は、代表取締役田中哲の資産管理会社であります。

3. 合同会社MKは、取締役西園直記の資産管理会社であります。

4. 合同会社NJは、取締役西塚淳の資産管理会社であります。

5. 合同会社NHSは、取締役新井裕己の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	20,000	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2021年6月29日 (臨時株主総会決議)	2022年12月8日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 8	当社取締役 2 当社従業員 33
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

事業拡大に向けて主に人材採用や教育などへの積極的な成長投資や財務体質の強化等を優先しつつ、株主への利益還元とのバランス等を踏まえて配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、普通株式1株当たり10円の期末配当を実施いたしました。

当社は、配当を行う場合は中間配当と期末配当の年2回であり、これらの剰余金の配当の決定機関は、原則として取締役会です。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年12月4日	20,000	10.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
最高(円)	—	580	—
最低(円)	—	580	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2022年9月12日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3. 第3期については、売買実績はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2023年4月から2023年9月について売買実績はありません。

5 【役員状況】

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	潜在除く所有株式数(株)
代表取締役	社長	田中 哲	1985年 6月10日	2008年4月 株式会社三井住友銀行 入行 2015年5月 株式会社日本M&Aセンター 入社 2017年11月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 代表取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	1,001,900 (注) 6
取締役	CFO	西園直記	1989年 1月22日	2011年4月 株式会社みずほ銀行 入行 2017年10月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	300,000 (注) 7
取締役	専務	西塚 淳	1988年 4月5日	2012年4月 三井住友信託銀行株式会社 入行 2016年10月 株式会社日本M&Aセンター 入社 2018年1月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	300,000 (注) 8
取締役	常務	新井裕己	1990年 11月21日	2013年4月 株式会社フィナンシャルエージェンシー 入社 2016年8月 G&Lパートナーズ株式会社 入社 2017年9月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	300,000 (注) 9
取締役 (注) 1	-	西岡郁夫	1943年 4月4日	1969年4月 シャープ株式会社 入社 1992年6月 インテル株式会社副社長 就任 1993年4月 同社代表取締役社長 就任 1997年9月 同社代表取締役会長 就任 1999年11月 モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役社長 就任 2007年3月 株式会社イノベーション研究所代表取締役社長、西岡塾塾長 就任 2021年3月 一般社団法人イノベーション研究所代表理事、西岡塾塾長 就任 (現任) 2022年12月 当社 社外取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 10	—
取締役 (注) 1	-	香月由嘉	1966年 6月30日	1989年7月 CS ファースト・ボストン証券会社東京支店 入社 1992年7月 CRT証券会社東京支店（現BofA証券株式会社） 入社 1998年7月 ドイツ証券会社東京支店（現ドイツ証券株式会社） 入社 1999年7月 スリーアイ興銀バイアウト株式会社 入社	(注) 3	(注) 10	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	潜在除く所有株式数(株)
				2002年2月 HSBC 証券株式会社 東京支店入社 2004年5月 フェニックス・キャピタル株式会社入社 2006年10月 ニューホライズンキャピタル株式会社 入社 2007年7月 ポラリス・プリンシパルファイナンス株式会社 入社 2008年8月 エーアイ・キャピタル株式会社 入社 2009年12月 ネクスエンターテインメント株式会社顧問、ネクステージ株式会社 監査役 就任 2015年12月 司法研修所 2016年12月 ニューホライズンキャピタル株式会社 入社 2016年12月 弁護士登録 2019年10月 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 入社 2022年12月 当社 社外取締役就任 (現任) 2023年1月 株式会社ギフトホールディングス 社外取締役監査等委員 (現任) 2023年2月 東京きらぼしフィナンシャルグループ兼きらぼし銀行リーガルカウンシル (現任) 2023年12月 株式会社クラウドワークス 社外取締役就任 (現任)			
監査役 (注) 2	-	桑原利郎	1954年 4月12日	1978年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 2001年4月 住銀ファイナンス株式会社 (現 SMBCファイナンスサービス株式会社) 企画部長 2005年6月 同社 執行役員 経営企画部長 2007年6月 同社 取締役兼常務執行役員 経営企画部担当 2012年3月 同社 取締役兼専務執行役員 経営企画部、システム部担当 2012年10月 同社 代表取締役兼専務執行役員 経営企画部、リスク統括部担当	(注) 4	(注) 10	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	潜在除く所有株式数(株)
				2014年8月 同社 代表取締役兼専務執行役員 企画・管理本部長 2017年3月 株式会社エナリス監査役就任 2022年1月 株式会社GAtotechnologies社外取締役 監査等委員就任(非常勤)(現任) 2022年10月 当社 監査役就任(現任)			
監査役 (注) 2	-	樽見伸二	1982年 11月15日	2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人) 入所 2008年5月 公認会計士登録 2011年2月 サクセスホールディングス株式会社(現ライ クキッズ株式会社) 入社 2016年2月 PwCあらた監査法人(現PwCあらた 有限責任監査法人) 入所 2017年12月 株式会社globalbridgeHOLDINGS 取締役就任 2020年6月 株式会社ウェルクス取締役就任 2021年3月 株式会社トリドリ 監査役就任(現任) 2021年5月 当社 監査役就任(現任) 2023年3月 株式会社キッズコーポレーション ホールディングス 社外監査役就 任(現任) 2023年3月 株式会社キッズコーポレーション 社外監査役就任(現任) 2023年3月 株式会社e-CHANNEL 社外監査役 就任(現任) 2023年3月 株式会社デイトナ・インターナ ショナル 社外監査役就任(現 任) 2023年9月 株式会社ディシム 社外監査役 (現任)	(注) 4	(注) 5	—
監査役 (注) 2	-	鈴木規央	1971年 6月8日	1993年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人) 入所 2002年4月 パートナーズ国際会計事務所 入 所 2006年10月 シティニューワ法律事務所 入所(弁 護士・公認会計士) 2014年12月 株式会社うるる監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 10	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	潜在除く所有株式数(株)
				2015年6月 株式会社ソフィアホールディングス取締役就任 2018年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所(弁護士・公認会計士) 2018年11月 株式会社トリプルアイズ 社外監査役就任 2021年7月 株式会社Linc'well 社外監査役就任(現任) 2022年5月 アクトパートナーズ法律事務所 代表弁護士就任 2022年10月 当社 監査役就任(現任) 2022年11月 アクトアドバイザーズ法律事務所共同代表弁護士就任(現任) 2023年4月 帝京大学沖永総合研究所 特任教授就任(現任) 2023年9月 株式会社ディシム 社外監査役(現任) 2023年11月 株式会社トリプルアイズ 社外取締役監査等委員就任(現任)			
計							1,901,900

- (注) 1. 取締役西岡郁夫、香月由嘉は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役桑原利郎、樽見伸二、鈴木規央は、会社法に定める社外監査役です。
3. 取締役の任期は、2023年12月27日開催の2023年9月期に係る定時株主総会終結の時から2024年9月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役樽見伸二の任期は、2022年5月11日開催の臨時株主総会の決議を受け、2022年5月12日から2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までです。また、監査役桑原利郎及び鈴木規央の任期は、2022年10月26日開催の臨時株主総会の決議を受け、2022年10月27日から2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 2023年9月期における役員報酬の総額は139,200千円を支給しております。
6. 代表取締役社長田中哲の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社田中が所有する株式数を含んでおります。
7. 取締役CF0西園直記の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社MKが所有する株式数を含んでおります。
8. 取締役専務西塚淳の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社NJが所有する株式数を含んでおります。
9. 取締役常務新井裕己の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社NHSが所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、M&A仲介事業という企業経営における高い機密情報を取り扱う事業を営んでいることから、法令遵守と経営の透明性確保が極めて重要であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、継続して法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行者情報公表日時点で、取締役6名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

2) 監査役会・監査役

当社は、2022年10月26日開催の臨時総会で、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社に移行しました。監査役会は、本発行者情報公表日時点で、社外監査役3名で構成されております。また、監査役は、取締役会の重要会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

3) 内部監査

当社は、内部監査人2名を選定して内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が他部署を兼任する場合、内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外の者が内部監査を実施しております。内部監査人は、監査計画を立案して内部監査を実施し、監査結果については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役並びに監査法人とも共有を行っております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

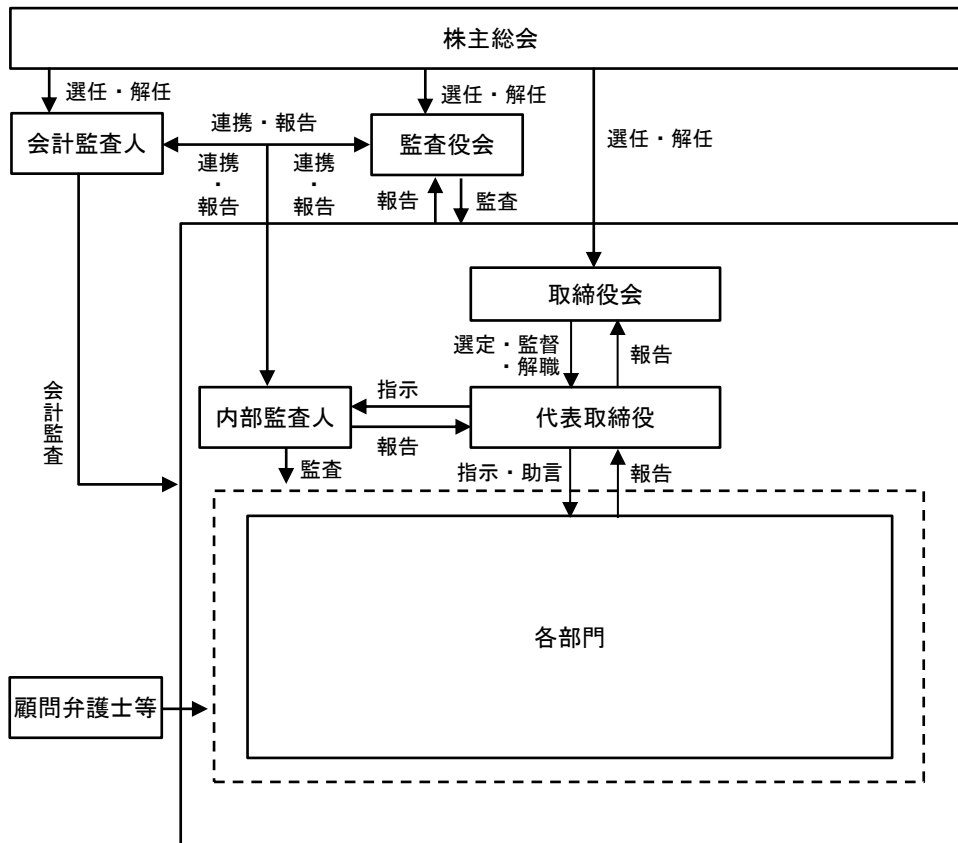
4) 会計監査人

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。また、2023年6月15日開催の臨時総会総会で、監査法人コスモスを会計監査人として選任し、会計監査人設置会社へ移行しました。

2023年9月期において監査を執行した公認会計士は、新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他4名です。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は、次のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。
 - 2. 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。
 - 3. コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。
 - 4. 内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1. 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
 - 2. 「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
 - 3. 個人情報につきましては「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
 2. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- e. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各子会社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。
- 社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、専門ツールを用いて、全取引先並びに役職員候補者、主要株主の反社チェックを年1度実施しております。（新規取引先等についてはその都度実施し、継続取引先等については年に1回実施）
- また、仮に反社会的勢力の可能性があった場合は即時に関係を解消できるよう、全ての取引先との契約に反社条項を設けて、その徹底を図っております。
- さらに、顧問弁護士や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名です。なお、社外取締役及び社外監査役は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

社外取締役の西岡郁夫は、会社経営とベンチャー企業支援における豊富な経験と幅広い知見があり、経営全般に対する助言やコーポレート・ガバナンスの強化にその経験をいかすことが期待できるため、社外取締役として適任であると判断しております。また、社外取締役の香月由嘉は、証券会社やプライベートエクイティファンドにおける専門的な業務経験があり、また弁護士としての観点からも、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの強化にその経験をいかすことが期待できるため、社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役の桑原利郎は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見及び事業会社での監査役としての経験に基づき当社経営に対する監査を行い、必要に応じて意見

を述べております。また、社外監査役の樽見伸二は、公認会計士の有資格者であるとともに上場会社の取締役CFOの経験を有し、経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監査を行い、必要に応じて意見を述べております。また、社外監査役の鈴木規央は、弁護士及び公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有し、長年に渡りM&A業界に携わってきた高い知見に基づき当社経営に対する監査を行い、必要に応じて意見を述べております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえ客観的に独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しております。

⑥ 役員報酬

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	120,000	120,000	—	—	—	4
社外取締役	6,000	6,000	—	—	—	2
社外監査役	13,200	13,200	—	—	—	3

b. 発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。また、監査役の報酬は株主総会で決定する報酬総額の範囲内で、監査役が決定しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	14,000	-
計	14,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模及び特性、監査日数、監査役会の意見等の諸要素を勘案し、決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2022年10月1日から2023年9月30日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	482,939	595,654
売掛金	※1 -	※1 4,950
貯蔵品	125	78
前払費用	9,948	9,218
その他	354	-
流動資産合計	493,367	609,901
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※2 11,626	※2 45,368
工具、器具及び備品	※2 886	※2 5,274
有形固定資産合計	12,512	50,643
投資その他の資産		
差入保証金	14,804	20,118
長期前払費用	1,083	1,004
繰延税金資産	8,352	9,570
投資その他の資産合計	24,240	30,693
固定資産合計	36,753	81,336
資産合計	530,120	691,237

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	22,500	47,624
1年内返済予定の長期借入金	32,872	42,638
未払金	9,153	13,403
未払費用	28,542	70,096
未払法人税等	29,631	30,283
未払消費税等	51,419	39,528
預り金	10,917	29,599
資産除去債務	20,011	-
その他	364	217
流動負債合計	205,413	273,390
固定負債		
長期借入金	181,734	139,496
資産除去債務	-	28,968
固定負債合計	181,734	168,464
負債合計	387,147	441,855
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,900	9,900
資本剰余金		
資本準備金	100	100
資本剰余金合計	100	100
利益剰余金		
利益準備金	-	2,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	132,973	237,381
利益剰余金合計	132,973	239,381
株主資本合計	142,973	249,381
純資産合計	142,973	249,381
負債純資産合計	530,120	691,237

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	642,013	1,067,308
売上原価	239,984	481,988
売上総利益	402,029	585,319
販売費及び一般管理費	※ 266,316	※ 405,902
営業利益	135,712	179,417
営業外収益		
受取利息	1	3
雑収入	95	106
営業外収益合計	97	110
営業外費用		
支払利息	906	1,717
雑損失	-	354
その他	210	253
営業外費用合計	1,117	2,325
経常利益	134,692	177,202
税引前当期純利益	134,692	177,202
法人税、住民税及び事業税	43,456	52,011
法人税等調整額	△894	△1,217
法人税等合計	42,561	50,793
当期純利益	92,130	126,408

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)			当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	230,319	96.0	418,753	87.0
II 経費	※2	9,665	4.0	63,234	13.0
売上原価		239,984	100.0	481,988	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
※1 人件費の主な内訳は次のとおりです。		※1 人件費の主な内訳は次のとおりです。	
給与手当	83,613千円	給与手当	141,196千円
賞与	134,373千円	賞与	257,952千円
法定福利費	12,332千円	法定福利費	19,603千円
※2 経費の主な内訳は次のとおりです。		※2 経費の主な内訳は次のとおりです。	
案件紹介料	7,000千円	案件紹介料	58,305千円
旅費交通費	2,665千円	旅費交通費	4,929千円

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	9,900	100	100	40,842	40,842	50,842	50,842
当期変動額							
当期純利益				92,130	92,130	92,130	92,130
当期変動額合計	-	-	-	92,130	92,130	92,130	92,130
当期末残高	9,900	100	100	132,973	132,973	142,973	142,973

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	9,900	100	100	-	132,973	132,973	142,973
当期変動額							
剰余金の配当				2,000	△22,000	△20,000	△20,000
当期純利益					126,408	126,408	126,408
当期変動額合計	-	-	-	2,000	104,408	106,408	106,408
当期末残高	9,900	100	100	2,000	237,381	239,381	249,381

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年10月1日	(自	2022年10月1日
	至	2022年9月30日)	至	2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		134,692		177,202
減価償却費		9,232		19,134
受取利息		△1		△3
支払利息		906		1,717
売上債権の増減額 (△は増加)		99,332		△4,950
前払費用の増減額 (△は増加)		△6,858		729
未払金の増減額 (△は減少)		1,466		4,249
未払費用の増減額 (△は減少)		△21,526		41,553
未払消費税等の増減額 (△は減少)		51,419		△11,890
預り金の増減額 (△は減少)		8,888		18,682
その他		2,475		2,804
小計		280,026		249,229
利息及び配当金の受取額		1		3
利息の支払額		△906		△1,717
法人税等の支払額		△41,467		△51,359
営業活動によるキャッシュ・フロー		237,653		196,156
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△30,000		-
有形固定資産の取得による支出		△1,689		△30,819
資産除去債務の履行による支出		-		△19,960
差入保証金の差入による支出		-		△20,118
差入保証金の回収による収入		2,100		14,804
長期前払費用の取得による支出		△1,976		-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△31,566		△56,093
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (△は減少)		22,500		25,124
長期借入れによる収入		205,000		-
長期借入金の返済による支出		△76,007		△32,472
配当金の支払額		-		△20,000
その他		722		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		152,215		△27,348
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		358,303		112,714
現金及び現金同等物の期首残高		94,636		452,939
現金及び現金同等物の期末残高	※1	452,939	※1	565,654

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 移動平均法による原価法
2. 固定資産の償却の方法
有形固定資産
建物附属設備 定額法
工具、器具及び備品 定率法
なお、耐用年数は以下の通りです。
建物附属設備 8～15年
工具、器具及び備品 4～10年
3. 引当金の計上基準
貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。
5. 重要な収益及び費用の計上基準
収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、M&A仲介事業のうち、各サービスの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、基本合意時の報酬については、譲渡企業と買収候補者の間で基本合意書等が締結された時点で収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業と買収候補者の間で株式譲渡契約書等の最終契約が締結され、当該M&A取引が不成立となる要因（ディールブレイカー）が解消されたと判断した時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
売掛金	12,650千円	12,650千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	9,232千円	8,311千円

3 偶発債務

2023年2月1日付で東京地方裁判所において、原告の有限会社グラムファーマシー（以下「対象会社」といいます。）及び対象会社の株主である松田博嗣氏（以下「松田氏」といいます。）から、帝鳳グループ株式会社（以下「譲受企業」といいます。）及び当社を被告とする訴訟が提起されました。

当社は、2022年6月に原告の松田氏と被告の譲受企業間における株式譲渡契約（以下「本契約」といいます。）の仲介を実行しました。しかしながら、その後、譲受企業が対象会社及び松田氏に対して欺罔行為及び着服行為を行っていたことが判明し、本契約は解消されるとともに、譲受企業の代表者は業務上横領の容疑で逮捕されております。このような経緯の中で、原告ら（対象会社及び松田氏）の2023年2月1日付の当社に対する訴状の主張によると、譲受企業の上記不法行為を当社社員が幫助したことを理由として、当社に対して146,335千円の損害賠償を求めているものです。

当社といたしましては、今後、原告らの主張及び請求内容を精査し、裁判において当社の正当性を主張してまいります。

(損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	105,600千円	139,200千円
地代家賃	34,609千円	46,730千円
減価償却費	9,232千円	19,134千円
貸倒引当金繰入額	12,650千円	-千円
おおよその割合		
販売費	3%	1%
一般管理費	97%	99%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,000	1,999,000	—	2,000,000
合計	1,000	1,999,000	—	2,000,000

(注) 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行ったことによる増加です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権 (注) 1、2	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価対価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与日における本源的価値は0円であり、前事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初月が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,000	10.00	2022年9月30日	2022年12月26日

当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権 (注) 1、2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価対価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与日における本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。また、第2回新株予約権の付与日において、当社株式はであり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与日における本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初月が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,000	10.00	2022年9月30日	2022年12月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日(予定)
2023年12月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	20,000	10.00	2023年9月30日	2023年12月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	482,939千円	595,654千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△30,000千円	△30,000千円
現金及び現金同等物	452,939千円	565,654千円

※2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
重要な資産除去債務の計上額	19,868千円	28,942千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金並びに差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後8年です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る信用リスクは「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の金利変動リスクに対しては、可能な範囲で固定金利による調達を行い、金利変動リスクの低減を図っていく方針です。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度(2022年9月30日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	214,606	214,858	252
負債計	214,606	214,858	252

(注) 現金は注記を省略しており、預金及び未払法人税等、未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2023年9月30日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	182,134	182,355	221
負債計	182,134	182,355	221

(注) 現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金、未払費用、未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年9月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	482,939	—	—	—
合計	482,939	—	—	—

当事業年度 (2023年9月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	595,654	—	—	—
売掛金	4,950	—	—	—
合計	600,604	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2022年9月30日)

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	32,872	42,238	41,880	32,240	25,780	39,596
合計	32,872	42,238	41,880	32,240	25,780	39,596

当事業年度 (2023年9月30日)

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	42,638	41,880	32,240	25,780	16,238	23,358
合計	42,638	41,880	32,240	25,780	16,238	23,358

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2022年 9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	214,858	—	214,858
負債計	—	214,858	—	214,858

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度 (2023年 9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	182,355	—	182,355
負債計	—	182,355	—	182,355

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、付与時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用は計上しておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員9名	当社取締役2名 当社従業員37名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 98,000株	普通株式 77,400株
付与日	2021年6月30日	2022年12月8日
権利確定条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	自2021年6月30日 至2023年6月30日	自2022年12月8日 至2024年12月26日
権利行使期間	自2023年7月1日 至2028年6月30日	自2024年12月27日 至2029年12月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	98,000	—
付与	—	77,400
失効	2,000	9,400
権利確定	—	—

未確定残	96,000	68,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	5	580
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回新株予約権

第1回新株予約権付与時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

(2) 第2回新株予約権

第2回新株予約権の付与時点において、当社はTOKYO PRO Marketに上場しておりましたが、付与日前における当社株式の十分な売買実績がなく、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積ることができないことから、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、2022年9月12日に東京証券取引所TOKYO PRO Market市場へ上場したときの当社株式の株価であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	55,200千円
当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,390千円	3,858千円
未払賞与	-千円	415千円
貸倒引当金	4,375千円	4,375千円
減価償却費	1,816千円	3,619千円
資産除去債務	6,922千円	10,020千円
繰延税金資産小計	16,505千円	22,289千円
評価性引当額	△4,375千円	△4,375千円
繰延税金資産合計	12,129千円	17,913千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△3,776千円	△8,342千円
繰延税金負債合計	△3,776千円	△8,342千円
繰延税金資産（負債）の純額	8,352千円	9,570千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	-	34.6%
(調整)		
税額控除	-	△5.1
中小法人等に対する軽減税率適用による影響	-	△0.5
住民税均等割	-	0.1
その他	-	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	28.7

(注) 前事業年度については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務です。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を5年とし、割引率は0.109%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	-千円	20,011千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,868千円	28,942千円
見積りの変更による増加額	186千円	-千円
時の経過による調整額	△43千円	△25千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円	△19,960千円
当事業年度末残高	20,011千円	28,968千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
基本合意報酬	71,938千円	131,264千円
成功報酬	561,621千円	931,043千円
その他	8,454千円	5,000千円
合計	642,013千円	1,067,308千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	99,332千円	12,650千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	12,650千円	17,600千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
M&A買手先A	105,587	M&A仲介事業
M&A買手先B	69,036	M&A仲介事業

※当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、名称又は氏名の公表は控えさせていただきます。

当事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	71.49円	124.69円
1株当たり当期純利益金額	46.07円	63.20円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	43.93円	60.28円

(注) 1. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	142,973	249,381
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	142,973	249,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,000,000	2,000,000

(2) 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	92,130	126,408
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	92,130	126,408
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,000,000	2,000,000
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	97,155	97,155
(うち新株予約権(株))	(97,155)	(97,155)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 金額の算定に含めなかった潜在株 式の概要	-	第2回新株予約権 (新株予約権の数774個、 普通株式77,400株) 上記の新株予約権のうち、一部は 権利行使条件未達のため、当事業 年度において失効しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	20,820	51,281	20,055	52,046	6,678	17,540	45,368
工具、器具及び備品	924	5,982	-	6,907	1,632	1,594	5,274
建設仮勘定	-	27,469	27,469	-	-	-	-
有形固定資産計	21,744	84,733	47,524	58,954	8,311	19,134	50,643

(注) 「建物附属設備」の当期増加額は、主に本社オフィスの内装費用に関するものです。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	22,500	47,624	0.82	-
1年以内に返済予定の長期借入金	32,872	42,638	0.74	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	181,734	139,496	0.66	2024年~2031年
合計	237,106	229,758	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年 以内(千円)	2年超3年 以内(千円)	3年超4年 以内(千円)	4年超5年 以内(千円)
長期借入金	41,880	32,240	25,780	16,238

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,650	—	—	—	12,650
合計	12,650	—	—	—	12,650

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	565,654
定期預金	30,000
小計	595,654
合計	595,654

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
M&A買手先A※	9,900
M&A買手先B※	4,400
M&A買手先C※	2,750
M&A売手先D※	550
合計	17,600

※当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、相手先名の公表は控えさせていただきます。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
12,650	1,067,308	1,062,358	17,600	98.37	5.17

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 貯蔵品

相手先	金額（千円）
切手等	78
合計	78

② 流動負債

イ. 未払費用

相手先	金額（千円）
給与等	47,497
地代家賃	15,208
社会保険料	5,805
賞与	1,200
顧問料	297
その他	88
合計	70,096

ロ. 未払消費税等

相手先	金額（千円）
消費税及び地方消費税	39,528
合計	39,528

(3) 【その他】

(訴訟等)

「注記事項（貸借対照表関係）3. 偶発債務」をご参照下さい。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://p-capital.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月27日

株式会社ペアキャピタル
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペアキャピタルの2022年10月1日から2023年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペアキャピタルの2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（貸借対照表関係）3偶発債務に記載されているとおり、会社は、有限会社グラムファーマシー及び松田博嗣氏から146,355千円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中である。

当該事項は、監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるか

どうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。